

## 米国がヘーグ協定ジュネーブアクトの批准手続を開始

2006年11月15日  
JETRO NY 澤井、中山

ブッシュ米大統領は13日、意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブアクト(以下、ジュネーブアクト)の批准のために、上院に対して同条約締結の助言と承認を求める手続を開始した<sup>1</sup>。ただし、大統領の声明書(message)によれば、加盟の承認がおりた場合であっても、国内法整備が済むまでは批准書を寄託することはない旨、述べている点に留意が必要である。

ヘーグ協定は、一手続で複数国における意匠保護の取得を可能とする意匠の国際登録制度に関する条約。国際知的所有権機関(WIPO)の国際事務局が意匠登録に係る各国共通な手続を一元化して行うことにより、手続の簡素化及びそれに伴う経費の節減効果を求めるもの。また、今般批准手続を開始したジュネーブアクトは、欧州諸国が中心であったヘーグ協定加盟国の更なる拡大を目的として1999年7月に採択された改正条約をいう。同アクトは日米等の実体審査国や欧州連合(EU)等の政府間機関の加盟促進を目的として、拒絶通報期間の緩和(従来の6ヶ月のほか、12ヶ月を選択することも可)や政府間機関の加盟を可能にするなどの変更を加えている<sup>2</sup>。本アクトは6カ国の批准により2003年12月23日に発効しており、現在19カ国が加盟しているところ(本年12月に新たに1カ国が加盟し、全20カ国となる。なお日米や欧州主要国は現在未加盟。)<sup>3</sup>。

13日付の上院議会記録に記載された大統領の声明書<sup>4</sup>では、同ジュネーブアクト加盟により、米産業界は、より簡便に意匠の国際的な保護を得るものと説明している。また、加盟の承認がおりた場合でも、国内法整備が済むまでは批准書を寄託することはない旨併せて述べているところ。本件(No. 109-21)は同日付で外交委員会へ付託されているが、レームダックセッションにあたる今次109議会で承認されるか否かは不透明。なお、特許法条約(PLT)加盟の批准手続(No. 109-12)についても、9月5日に外交委員会へ付託されたまま、現在のところ特段の動きは無い。<sup>5</sup>

(了)

<sup>1</sup> 合衆国憲法第2条2節2項により、米国大統領が条約を締結するためには、上院の助言と承認(出席議員の三分の二の賛同)を必要とする。

<sup>2</sup> 1960年ヘーグアクトの改正条約。

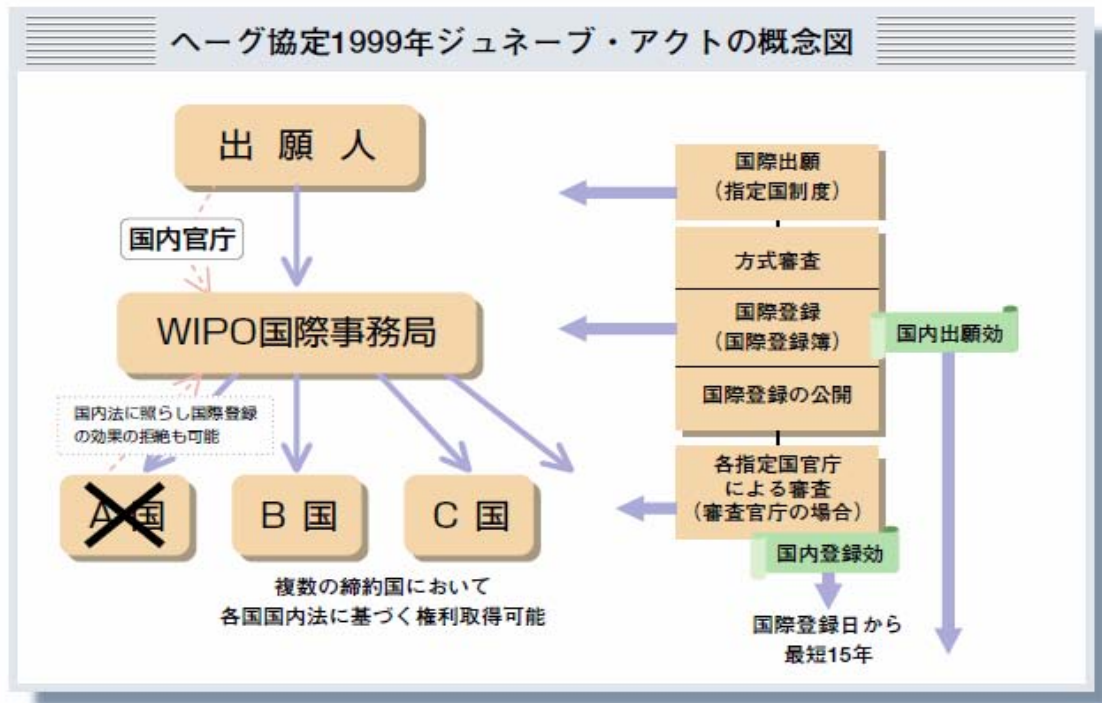
概要については特許庁HP([http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/16\\_jitsumusya\\_txt/09.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/16_jitsumusya_txt/09.pdf))のP43を参照。

<sup>3</sup> ヘーグ協定締約国: <http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/hague.doc>

<sup>4</sup> 議会記録 [S10886](#) 頁右欄上部分を参照。

<sup>5</sup> [2006年9月8日付け知財ニュース「米国が特許法条約\(PLT\)批准手続を開始」](#)を参照。

<参考>ヘーグ協定ジュネーブ・アクト



※JPO ホームページより